

川崎市上下水道局規程第34号

川崎市上下水道局企業職員の通勤手当支給規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和7年9月30日

川崎市上下水道事業管理者 白 鳥 滋 之

川崎市上下水道局企業職員の通勤手当支給規程

川崎市上下水道局企業職員の通勤手当支給規程（昭和34年川崎市水道部規程第1号）の一部を次のように改正する。

第12条の3第2項第2号中「育児休業をし」の次に「、川崎市上下水道局企業職員の育児休業等に関する規程（平成4年川崎市水道局規程第5号）第17条の2に規定する部分休業（1日の勤務時間の全部について勤務しないこととなる場合のものに限る。）をし」を加える。

附 則

この規程は、令和7年10月1日から施行する。